

月形高等学校生徒・保護者のみなさんへ



月形町人づくり振興協議会
月形町教育委員会

令和6年4月

月形町教育目標

めざす人間像

郷土の歴史や風土にねぎし、豊かな心・確かな知性・たくましい身体で、生涯学び続け、充実した生活を営み、社会に貢献する人

重点目標

- 1 生涯を通して、自ら学び、広い教養を身につけ、理想を追求する人
- 2 自然を愛し、地域文化への創造に努め、住みよい郷土の未来を築く人
- 3 豊かな心で助け合い、人を思いやり、自省する人
- 4 勤労を重んじ、社会の進展に対応して、生活向上を図る人
- 5 自他の生命を尊び、心身を鍛え、健康で明るい生活を営む人

別表第1（第3条関係）

| 事業種目 | 助成内容及び助成基準 |
|------------|--|
| 1 通学助成事業 | <p>1 通学公共交通機関を利用する場合 月形高校への通学公共交通機関を利用する場合は、実費交通費の2分の1の額を助成する。</p> <p>2 徒歩又は自転車で通学する場合 片道6キロメートル以上の距離を徒歩又は自転車で通学する場合は、次により助成する。 (1) 5月から10月までの間 1月あたり1人1,000円 (2) 11月から4月までの間 1月あたり1人1,500円</p> <p>3 学校長は、生徒指導上、通学費の助成が適当でないと認めた場合は、学校長の権限により助成しないことができる。</p> <p>4 助成額に端数がある場合は、千円未満を切り捨てる。ただし、徒歩又は自転車通学に助成する額は、この限りでない。</p> |
| 2 生徒募集広報事業 | <p>1 生徒募集パンフレット、ポスター及び活動記録集の印刷・製本代並びに啓発用品の作成等の全額を助成する。ただし、40万円を限度とする。</p> <p>2 学校説明会 (1) 学校説明会に派遣する教職員等の旅費等の費用の全額を助成する。ただし、派遣する教職員等の人数は3人以内とし、旅費等の支給は、町の職員等の旅費に関する条例に準ずるものとする。 (2) 学校説明下に係る車両借上料は、6万円を限度に助成する。ただし、利用者が10人に満たない場合は、助成しない。</p> <p>3 生徒募集支援事業団体への参画登録料の全額を助成する。ただし、110万円を限度とする。</p> |
| 3 進路啓発事業 | <p>1 進学支援 (1) 進学模擬試験を受験する場合は、受験料の全額又は50パーセントを助成する。対象となる試験等は、別表第2のとおりとする。 (2) 進学指導に必要な教材及び人件費は、20万円を限度に助成する。 (3) 上級学校説明会に出席する場合は、バス借上料の80パーセント（5万円を限度）を助成する。ただし、バスの利用者が15人に満たない場合は、原則助成しない。</p> <p>2 就職支援 (1) 公務員模擬試験及び各種資格試験等を受験する場合は、受験料等の全額又は50パーセントを助成する。対象となる試験等は、別表2のとおりとする。 (2) 就職説明会に出席する場合は、バス借上料の80パーセント（5万円を限度）を助成する。ただし、バスの利用者が15人に満たない場合は、原則助成しない。</p> <p>3 助成額に端数がある場合は、千円未満を切り捨てる。ただし、受験料については、百円未満を切り捨てる。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 4 部活動奨励事業 | <p>1 全道及び全国大会（高体連主催大会に限定）</p> <p>(1) 交通費、宿泊費に限るものとし、実費額の2分の1の額を助成する。ただし、実費額は、町が定める額を限度とする。</p> <p>(2) 引率者の経費は、助成しない。</p> <p>(3) 食事料は、助成しない。</p> <p>(4) 宿泊料は、原則片道100キロメートルを超える開催地の場合に限り助成する。</p> <p>(5) 予算額を超える場合は、予算の範囲内の額を助成する。</p> <p>2 地区大会等（交通手段の確保に限定）</p> <p>地区大会、対外試合及び練習試合へ出場する場合は、バス借上料の80パーセント（10万円を限度）を助成する。</p> <p>3 助成額に端数がある場合は、千円未満を切り捨てる。</p> |
| 5 体験・交流事業 | <p>1 地域産業体験、ボランティア体験の経費は、10万円を限度に助成する。</p> <p>2 各種スポーツ講習会、教養講座等、学校開放事業の経費は、5万円を限度に助成する。</p> |
| 6 研究・研修事業 | <p>1 教職員の調査研究・研修活動に要する経費は、予算の範囲内の額を助成する。</p> |
| 7 入学奨励事業 | <p>1 月形町立月形中学校から月形高校へ入学する生徒に対し、奨励金として一人20万円を交付する。</p> |
| 8 進学奨励事業 | <p>1 月形高校を卒業した後2年以内に大学又は短期大学に合格し、進学する者に対し、奨励金を交付する。</p> <p>(1) 大学に進学する者 一人50万円</p> <p>(2) 短期大学に進学する者 一人30万円</p> |
| 9 専修学校等進学奨励事業 | <p>1 月形高校を卒業した後2年以内に医療、教育、社会福祉、工業分野等の専修学校等に合格し、進学する者に対し、奨励金として一人20万円を交付する。</p> |
| 10 海外派遣事業 | <p>1 財団法人日本英語検定協会が主催する実用英語技能検定2級以上の合格した者を海外派遣し、その経費を全額助成する。ただし、一人50万円を限度とする。なお、検定合格証明書の証明日から2年を経過した日をもって派遣資格は喪失することとし、資格を得ながら何らかの事情で派遣できない場合は、旅行券又は商品券5万円分を支給する。</p> <p>2 教職員の引率を必要とする場合は、教職員を派遣することとし、その派遣に係る経費の全額を助成する。</p> |
| 11 タブレット端末交付事業 | <p>1 令和4年4月以降に入学する生徒に対し、授業で使用するタブレット端末を1人1台交付する。なお、交付するタブレット端末は、人づくり振興協議会が指定するものとする。</p> <p>2 タブレット端末の交付を受けた者が、交付後、6か月を経過しないうちに月形高校を退学した場合は、タブレット端末を返還することとする。</p> |
| 12 就職奨励事業 | <p>1 月形高校を卒業し、月形町内の事業所に就職する者に対し、就職奨励金として一人10万円を交付する。</p> |

別表第2（第3条関係）

| 区分 | 級 | 助成割合 | 備考 |
|---------------------------|------|-----------------------------|------------------------|
| 進学模擬試験 | | 学年別全額（1・2学年は3回、3学年は4回以降50%） | 1・2学年2回、3学年3回まで全額 |
| 公務員模擬試験 | | 3回以内全額（4回以降は50%） | |
| 看護模擬試験 | | 3回以内全額（4回以降は50%） | |
| 日本語ワープロ検定 | 2級以上 | 3回以内全額（4回以降は50%） | 日本情報処理検定協会 |
| 情報処理技能検定 （表計算及びデータベース） | 2級以上 | | 日本情報処理検定協会 |
| 文書デザイン検定 | 2級以上 | | 日本情報処理検定協会 |
| プレゼンテーション作成検定 | 3級以上 | | 日本情報処理検定協会 |
| ホームページ作成検定 | 3級以上 | | 日本情報処理検定協会 |
| 簿記実務検定 | 2級以上 | | 公益財団法人 全国商業高等学校協会 |
| 簿記能力検定 | 2級以上 | | 公益財団法人 全国経理教育協会 |
| 珠算・電卓実務検定 | 3級以上 | 50% | 公益財団法人 全国商業高等学校協会 |
| 電卓計算能力検定 | 3級以上 | | 公益財団法人 全国経理教育協会 |
| 文章入力スピード認定試験 | | | 日本情報処理検定協会 |
| 危険物取扱者試験 | | | 一般財団法人 消防試験研究センター |
| 日本漢字能力検定 | | | 公益財団法人 日本漢字能力検定協会 |
| 実用数学技能検定 | | | 公益財団法人 日本数学検定協会 |
| 実用英語技能検定 | | 50%（2級以上は全額） | 公益財団法人 日本英語検定協会 |
| 介護職員初任者研修講座（旧ホームヘルパー2級） | | 全額 （交通費を含む） | 各実施機関 |
| 溶接技能講習・溶接特別教育 | | 50% （交通費を含まない） | 一般社団法人 美唄地域人材開発センター |